

H20年全国町村長大会・意見発表

田中源一 佐賀県江北町長

わが町は、佐賀県のほぼ中央部に位置し、佐賀県のへその町として戦前から農業と炭坑の町として繁栄をし、人口も、昭和35年には1万6千500人とピークに達しましたが、エネルギー革命によって閉山をし、急激な人口流出が進み、9千400人まで落ち込み、過疎の町への一変いたしました。このような窮状を打開するため、企業の誘致をはじめ道路網や下水道など生活環境の整備を実施し、頑張ってきたところであります。

そのような中での、「平成の大合併」ですが、平成14年7月に郡内の6町で合併協議会を設置し、協議をしてまいりましたが、核心の部分で意見が合わず、15年の9月に協議会は解散いたしました。その後も3町での任意合併協議会を発足したものの、これも失敗に終わり、我が町としては今、単独自立の道を選択して、徹底した行財政改革に取り組み、健全財政を目指して鋭意努力しているところです。

例えば、組織機構の見直し、職員定員管理の適正化、給与の見直し、民間委託の推進など、この3年間で4億8千万円の削減効果を生み出すことができました。しかしながら、我が町の地方交付税は、平成12年の18億5千万円をピークに減少を続け、19年度では13億8千万円と、この間、4億7千億円が減少するなど、行財政改革による削減の効果も、地方交付税の削減によって帳消しにされてしまいました。

このようにどこの町村も、厳しい財政運営を強いられていると思います。現在、国・県を挙げて地方分権の推進を進められておりますが、小泉総理により聖域なき構造改革の目玉として打ち出された三位一体の改革も期待は見事に外れ、ご承知のように、国庫補助負担金約4.7兆円の一方向的な削減、地方交付税の約5兆円の削減と、地方にとっては踏んだり蹴ったりの惨憺たるものでした。

昨年4月に設置された地方分権改革推進委員会において、先般第1次勧告がなされ、64法律359事務について権限移譲策が示されましたが、これは市を重視したものとなっており、私たち町村には、事務を担うだけの能力がないと、一方的に決めつけられたものだと思っております。

また県レベルにおいても、条例による事務処理特例制度を活用した権限移譲が進められていますが、真に住民サービスの向上につながるような事務はごくわずか、県が担う方が効果的であるとか、合理的と思われるものまで移譲対象とされていることについては、大いに疑問を感じております。

これまでの地方制度調査会や総務省における議論の中で、小規模町村は事務配分特例団体、いわゆる窓口サービスだけを残し、それ以外の事務は県に事務処理を担ってもらうことも検討されていると聞いております。地方分権の推進にあた

っては、地方分権は真に地方を活性化するものなのか、住民サービスの向上につながるものなのか、小規模自治体の存続を脅かすだけのものではないのかと、今一度考えてみることも必要ではないでしょうか。ともかく、地方分権の推進にあたっては、もっと小規模町村の実情に配慮した進め方をすべきであります。

極めつけは、道州制の議論の中での基礎自治体の考え方です。基礎自治体には、移譲される事務権限を適切に担いうる規模、能力が必要だとして、人口30万人以上とか、最低でも10万人以上を想定するとされております。このように、一定規模未滿の自治体は基礎自治体にあらずとする考えは、現存する町村と多様な自治のあり方を否定し、強制的な合併を意図するもので、到底容認することはできません。

本日の特別決議にあるように、私たち小規模町村の実情を無視し、強制合併に追い込むような道州制には、断固反対していこうではありませんか。

以上、地方分権・道州制に対しての考えの一端を述べ、私の意見発表とさせていただきます。